

労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案参照条文

目次

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）	1
○労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）（抄）	1
○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）	2
○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）	4
○労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）（抄）	5

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（障害補償）

第七十七条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

（補償に関する細目）

第八十八条 この章に定めるものの外、補償に関する細目は、厚生労働省令で定める。

○労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）（抄）

（身体障害の等級）

第四十条 障害補償を行うべき身体障害の等級は、別表第二による。

255 （略）

別表第二（第四十条関係）身体障害等級表（抄）

等 級	身 体 障 害
第七級（労働基準法第十二条の平均賃金の五六〇日分）	一二 女性の外貌に著しい醜状を残すもの
第一二級（労働基準法第十二条の平均賃金の一四〇日分）	一三 男性の外貌に著しい醜状を残すもの 一四 女性の外貌に醜状を残すもの
第一四級（労働基準法第十二条の平均賃金の五〇日分）	一〇 男性の外貌に醜状を残すもの

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

（命令の制定）

第五条 この法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）に基づく政令及び厚生労働省令（労働者災害補償保険事業に係るものに限る。）は、その草案について、労働政策審議会の意見を聞いて、これを制定する。

（保険給付）

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
- 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
- 三 （略）
- 2 3 （略）

（障害補償給付）

第十五条 障害補償給付は、厚生労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金とする。

（遺族補償給付）

第十六条 遺族補償給付は、遺族補償年金又は遺族補償一時金とする。

（遺族補償年金の受給者の範囲）

第十六条の二 遺族補償年金を受けることができず遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 三 （略）

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

2 3 （略）

（障害給付）

第二十二條の三 障害給付は、労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害が存する場合に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行なう。

2 障害給付は、第十五条第一項の厚生労働省令で定める障害等級に応じ、障害年金又は障害一時金とする。

3 (略)

(遺族給付)  
第二十二條の四 遺族給付は、労働者が通勤により死亡した場合に、当該労働者の遺族に対し、その請求に基づいて行なう。

2 (略)

3 第十六條の二から第十六條の九まで並びに別表第一(遺族補償年金に係る部分に限る。)及び別表第二(遺族補償一時金に係る部分に限る。)の規定は、遺族給付について準用する。この場合において、これらの規定中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と、「遺族補償一時金」とあるのは「遺族一時金」と読み替えるものとする。

(経過措置の命令委任)  
第四十九條の四 この法律に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

別表第一(第十四條、第十五條、第十五條の二、第十六條の三、第十八條、第十八條の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十三條関係)

一 三 (略)

四 前三号の場合以外の場合にあつては、下欄の額

区分	額
障害補償年金	(略)
遺族補償年金	<p>次の各号に掲げる遺族補償年金を受け得る権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額</p> <p>一人 給付基礎日額の一五三日分。ただし、五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で</p>

傷病補償年金	二〇四 (略) 二〇五 (略)
(略)	定める障害の状態にある妻にあつては、給付基礎日額の二七五日分とする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

第十四条（障害等級等）  
 障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級は、別表第一に定めるところによる。

第十五条（遺族補償年金を受ける遺族の障害の状態）  
 第十五条法第十六条の二第一項第四号及び法別表第一遺族補償年金の項の厚生労働省令で定める障害の状態は、身体に別表第一の障害等級の第五級以上に該当する障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態とする。

別表第一 障害等級表（第十四条、第十五条、第十八条の八関係）（抄）

障害等級	給付の内容	身体障害
第一級	当該障害の存する期間一年につき給付基礎日額の三一三日分	(略)
第七級	同一三一日分	一二 女性の外貌に著しい醜状を残すもの
第一二級	同一五六日分	一三 男性の外貌に著しい醜状を残すもの 一四 女性の外貌に醜状を残すもの
第一四級	同五六日分	一〇 男性の外貌に醜状を残すもの

○労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）（抄）

（障害特別支給金）

第四条 障害特別支給金は、業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病が治つたとき身体に障害がある労働者に対し、その申請に基づいて支給するものとし、その額は、当該障害の該当する障害等級（労働第十四条第一項から第四項まで及び労働則別表第一の規定による障害等級をいう。以下同じ。）に同じ、別表第一に規定する額（障害等級が労働則第十四条第三項本文の規定により繰り上げられたものである場合において、各の身体障害の該当する障害等級に應ずる同表に規定する額の合算額が当該繰り上げられた障害等級に應ずる同表に規定する額に満たないときは、当該合算額）とする。

2  
8 （略）

（障害特別年金）

第七条 障害特別年金は、法の規定による障害補償年金又は障害年金の受給権者に対し、その申請に基づいて支給するものとし、その額は、当該障害補償年金又は障害年金に係る障害等級に同じ、別表第二に規定する額とする。

2  
8 （略）

（障害特別一時金）

第八条 障害特別一時金は、法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の受給権者に対し、その申請に基づいて支給するものとし、その額は、当該障害補償一時金又は障害一時金に係る障害等級に同じ、別表第三に規定する額（障害等級が労働則第十四条第三項本文の規定により繰り上げられたものである場合において、各の身体障害の該当する障害等級に應ずる同表に規定する額の合算額が当該繰り上げられた障害等級に應ずる同表に規定する額に満たないときは、当該合算額）とする。

2  
（略）

（遺族特別年金）

第九条 遺族特別年金は、法の規定による遺族補償年金又は遺族年金の受給権者に対し、その申請に基づいて支給するものとし、その額は、別表第二に規定する額とする。

2  
7 （略）

（遺族特別一時金）

第十条 遺族特別一時金は、法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金の受給権者に対し、その申請に基づ

2 いて支給するものとし、その額は、別表第三に規定する額（当該遺族特別一時金の支給を受ける遺族が二人以  
4 上ある場合には、その額をその人数で除して得た額）とする。  
（略）